

**令和2年度 福井県園芸体験施設再生可能エネルギー学習推進事業  
「貸切バスの手配および代金の軽減助成」実施要綱**

(趣旨)

第1条 この要綱は、福井県内の小学校、中学校、幼稚園、保育園、子ども会等の中学生以下が主体となる団体（以下「学校等団体」という。）が、福井県農業試験場園芸研究センター園芸体験施設（以下「園芸LABOの丘」という。）を訪問し、園芸LABOの丘で再生可能エネルギー学習を行う場合に使用する貸切バスの代金を軽減助成するために必要な事項を定める。

(目的)

第2条 当事業は、福井県内の子どもたちの再生可能エネルギーに対する理解を促すことを目的とする。

(助成対象者)

第3条 学校等団体とは、福井県内の中学生以下の子ども10名以上が参加する団体とする。（園芸LABOの丘の体験の受け入れ人数の上限は、1種類の体験は20名程度、施設全体で60名程度）

(助成対象事業)

第4条 以下の各号の要件に該当する活動を対象とする。

- 1 園芸LABOの丘で再生可能エネルギーに対する学習を実施すること。
- 2 公益社団法人福井県バス協会に所属する貸切バス事業者のバスを使用すること。
- 3 貸切バスの手配を、福井県農業試験場園芸研究センター（以下「園芸研究センター」という。）を通して行うこと。
- 4 貸切バス代金について、国、地方公共団体、その他公共団体等が実施する、他の財政的支援を受けている、または受ける予定でないこと。（本事業の軽減助成額を除いた旅行代金について、国が実施するG o T oトラベル事業、福井県が実施する県内修学旅行支援事業など、旅行代金に対する助成との併用は妨げない。）

(受付期間)

第5条 令和2年9月11日～令和3年2月20日

※事業利用申請は、実施日の概ね1ヵ月前までに申請すること。

※先着順に受け付け、予算の上限に達し次第、応募を締め切る。

(軽減助成額)

第6条 貸切バス1台につき、上限50,000円（消費税を含む）を軽減助成する。

※貸切バス代が、50,000円（消費税込み）未満の場合は、貸切バス代に相当する額

(事業利用申請等)

第7条 貸切バス代の軽減助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を第5条に定める期間内に、園芸研究センターに提出するものとする。

	内 容	備 考
①	事業利用申請書（様式第1号）	代表者の印が押印されていること
②	貸切バス代金の見積書の写し ・バス会社から提出を受けたもの ・バス2台以上使用する場合は、合計金額のもの	貸切バス代金の合計が10万円（税込）以上の場合は、2社以上のバス会社からの見積書を添付すること。
③	バスの行程表（任意様式）	
④	その他、福井県農業試験場長が必要と認める書類	

（事業利用決定および通知）

第8条 福井県農業試験場長は、前条の規定による申請内容について審査し、要件に適合すると認めるときは、「事業利用決定通知書」（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（承諾書）

第9条 前条の利用決定を受けた申請者は、条件などを確認し「承諾書」（様式第3号）を園芸研究センターに提出するものとする。

（申請内容の変更）

第10条 第8条の利用決定に係る行程など内容を変更する場合は、「中止・変更届」（様式第4号）を速やかに園芸研究センターに提出するものとする。

2 申請内容の変更により、バス会社からキャンセル料などの料金が発生する場合は、申請者が支払うものとする。

（実績報告書・貸切バス代金の支払い）

第11条 第9条の規定に基づき利用決定を受け、承諾した申請者は、園芸LABOの丘で再生可能エネルギー学習実施後、20日以内に次に掲げる書類を園芸研究センターに提出するとともに、福井県農業試験場長が発行する納入通知書を用いて、貸切バス代金を支払わなければならない。

	内 容	備 考
①	実績報告書（様式第5号）	代表者の印が押印されていること
②	アンケート（団体担当者）	様式は別に示す
③	参加者名簿	
④	その他、福井県農業試験場長が必要と認める書類	

（取り消し等）

第12条 福井県農業試験場長は事業利用の決定または利用を受けた申請者が、次の各号のいずれかに該当するときは利用決定の取り消し、既に軽減助成した貸切バス代金の一部または全額を返金させることができる。

- 1 虚偽その他不正な手段により貸切バス代金の軽減助成を受けた場合
- 2 各手続きに必要とされる書類が期限内に提出されない場合
- 3 この要綱の規定に違反した場合

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、福井県農業試験場長が別に定める

附 則

この要綱は、令和2年9月11日から施行する。